

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	被災者台帳作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、被災者台帳作成事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成事務
②事務の概要	<p>災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、那珂川市内に災害が発生した場合において、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため被災者台帳を作成する。</p> <p>【番号法別表に関する事務】</p> <p>①被災者の情報を台帳へ登録 ②宛名管理システムと突合(氏名、生年月日、性別、住所等) ③救助又は扶助金の支給に伴う受付、通知等に利用</p> <p>【特定個人番号利用事務】</p> <p>番号法第19条第8号に定める特定個人番号利用事務のうち、災害救助法及び災害対策基本法による事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>①災害救助法第7条に定める救助に従事させた場合の実費の弁償又は扶助金の支給に関する情報の照会 ②被災者又は当該被災者の保護者に係る障害児入所給付費の支給に関する情報の照会 ③身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報の照会 ④精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報の照会 ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の入院措置に関する情報の照会 ⑥被災者又はその保護者に係る障害児通所給付費、特例障害時通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給に関する情報の照会 ⑦妊娠の届出に関する情報の照会 ⑧介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報の照会 ⑨被災者又はその保護者に係る特別児童扶養手当の支給に関する情報の照会 ⑩障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する情報の照会 ⑪自立支援給付の支給に関する情報の照会</p> <p>※被災者台帳作成事務において、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③システムの名称	システムなし(エクセルにて処理)、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条 別表の55の項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条8号 別表</p> <p>(情報提供の根拠) なし(被災者台帳作成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「被災者台帳の作成に関する事務」が含まれる項(55の項)</p> <p>2. 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠) なし</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第2条の表80の項、第82条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 安全安心課
②所属長の役職名	安全安心課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 安全安心課 Tel.092-408-4736
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 安全安心課 Tel.092-408-4736
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「被災者台帳の作成等に関する実務指針」に基づき、本人からマイナンバーの提供を受けるか、4情報による照会によりマイナンバーを取得する。また個人番号及び本人情報を台帳に入力する際には、複数人によるチェックを行い、人為的ミスの発生リスクを低減させる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「被災者台帳の作成等に関する実務指針」に基づき、本人からマイナンバーの提供を受けるか、4情報による照会によりマイナンバーを取得する。また個人番号及び本人情報を台帳に入力する際には、複数人によるチェックを行い、人為的ミスの発生リスクを低減させる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明